

食品安全情報（化学物質） No. 26/ 2014 (2014. 12. 24)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【FSA】 消費者のための新しい食物アレルギー規則

2014年12月13日から、レストランや持ち帰り食品にも主要14アレルギーを消費者に知らせなければならないという新しいEU規則が発効する。対象のアレルギーはセロリ、グルテン含有穀類、甲殻類、卵、魚、ルーピン、乳、軟体動物、マスタード、木の実、ピーナッツ、ゴマ、大豆、二酸化硫黄・亜硫酸である。英国食品基準庁（FSA）のウェブサイトでは、14アレルギーに関するインフォグラフィクス、アレルギーについての動画を掲載している。

*ポイント： EUでの食物アレルギー表示の新しい規則がついに発効されました。これまではアレルギー表示義務の対象は包装された加工食品などに限定されていましたが、これからは包装されていないレストランや持ち帰りの食品にも拡大されます。レストラン等でのアレルギー表示については、我が国では消費者庁で議論中です。

【FDA】 悲劇的死亡事例が粉末純カフェインの危険性を強調する

米国食品医薬品局（FDA）の職員が、粉末純カフェインを使用して死亡した青年二人の両親らと会って聞いたことを公式blogで報告した。両親らの話によると、彼らは、生前は健康で摂取するものに気を遣い、粉末カフェインは安全で、安価で簡単に手に入り、塩分や糖を避けられるためエネルギー飲料などよりも良いと考えていた。正しい摂取量を計算するための換算表までダウンロードしていた。しかし、粉末純カフェインは極少量でも過剰摂取になる可能性がある。FDAはこれまでに粉末純カフェインの危険性についての助言を発表している。

*ポイント： エネルギー飲料に関する助言も同様ですが、カフェイン全てが悪いというのではなく、問題なのは100%カフェインの粉末だと一度に過剰量のカフェインを摂取してしまうところがポイントです。

【FSA 他】 Holle 及び Lebenswert ブランドのベビーフードリコール

スイスのHolle及びLebenswertブランドのベビーフード（おかゆ製品）にトロパンアルカロイドであるアトロピンとスコポラミンが含まれることが確認されたため、食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）に通知されるとともに各国で当該製品がリコールされている。

*ポイント： 複数の国に広く輸出されたので各国でリコールされていますが、問題の製品はオーガニック製品なので健康ショップなどで販売される特殊な製品のようなようです。あくまでも推測ですが、原料の収穫時に雑草として生えていたトロパンアルカロイドを含む植物と一緒に収穫されたのではないかと思われます。欧州では、過去にソバやマメ製品などでもトロパンアルカロイドを含む植物の混入が報告されていて、通常栽培よりもオーガニック栽培の方が混入しやすいようです。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【EC】](#)

1. IDEA 第二回年次レビューワークショップ
2. 合成生物学についての予備的意見 II へのパブリックコメント募集
3. 食品：EU の消費者は 2014 年 12 月 13 日からより良い表示による利益を得る
4. 食品獣医局（FVO）査察報告書：アイルランド、スペイン
5. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 専門家が TTC について前向きに議論
2. RNAi 報告：次世代の GMOs への EFSA の準備
3. ビスフェノール A の意見を採用：2015 年 1 月に発表
4. ブルガリアによる遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 の緊急対策通知に関連する欧州委員会からの要請についての科学的意見
5. EU における食品の 97%以上の残留農薬は規制値以下
6. 食品と接触する物質関連
7. 香料グループ評価

[【FSA】](#)

1. 消費者のための新しい食物アレルギー規則
2. Holle 及び Lebenswert ブランドのベビーフードリコール
3. 英国各地域の「食品とあなた」調査の知見発表
4. 放射能報告発表

[【HSE】](#)

1. PRiF：学校果物野菜計画

[【NHS】](#)

1. Behind the headlines

[【BfR】](#)

1. ベビーフードの香料

[【RIVM】](#)

1. 二次中毒のリスク限度導出のための新しい方法

[【ANSES】](#)

1. ANSES の科学会議：ミツバチの健康に向けた一日のイベント
2. 動物用医薬品市販後安全性監視（動物用医薬品ファーマコビジランス）

[【FDA】](#)

1. ビスフェノール A（BPA）：食品と接触するものへの使用
2. FDA は食品表示規制の統一遵守日を発表
3. 回収情報
4. 警告文書
5. 悲劇的死亡事例が粉末純カフェインの危険性を強調する
6. 一緒に：食品の安全なアメリカ

[【NTP】](#)

1. 金属コバルトの F344/N ラット及び B6C3F1/N マウスでの毒性試験、並びに F344/NTac ラット及び B6C3F1/N マウスでの毒性・がん原性試験（吸入試験）の NTP テクニカルレポート

[【EPA】](#)

1. EPA は生殖や発達への有害影響の可能性のある有害化合物から消費者を守るために対策をとる
2. EPA は有害化合物が市場に入るのを防ぐ
3. EPA は人々を有害な鉛暴露から守るために対応

[【FTC】](#)

1. FTC は一時的に流行する減量製品の取り締まりを続ける
2. FTC は Sensa 減量サプリメントを購入した消費者に合計 2,600 万ドル以上の払戻小切手を送付

【FSANZ】

1. 食品基準通知
2. MRL が設定されていない低レベルの農薬及び動物用医薬品の管理についての提案

【TGA】

1. 安全性助言

【MPI】

1. 輸出用乳児用ミルクの新しい表示基準
2. ツバメの巣の密輸者を送還

【香港政府ニュース】

1. 果実・野菜検体から農薬検出

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 海外のインターネットサイト販売製品から性機能改善及びダイエット効果がある危害成分検出で購入に注意警告
3. 海外のインターネットサイト販売製品から性機能改善、筋肉の強化及びダイエット効果がある危害成分検出で購入に注意警告
4. 食品医薬品安全庁、不良食品根絶のためのコミュニケーションの機会を提供
5. 冬の旬の海産物、安心してお召し上がり下さい
6. ベンゾピレン超過検出「香味油」製品の回収措置
7. 日本への輸出食品、国内検査により日本で迅速通関！

【HSA】

1. HSA は二人の患者が入院したオンライン購入の 2 つの違法減量製品について警告

【その他】

- ・ (Eurekalert) 最も良く売れている目のビタミンは科学的根拠に見合わない
- ・ (Eurekalert) Rx 薬物、「バスソルト」、偽造大麻、洗濯洗剤ポッドが数百万人が中毒センターに電話する原因
- ・ (Eurekalert) 低グリセミック食は心血管系疾患と糖尿病のリスク要因を改善しない

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. IDEA 第二回年次レビューワークショップ

IDEA 2nd Annual Review workshop

Luxembourg, 17 December 2014

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/events/ev_20141217_en.htm

DG SANCO は 12 月 17 日に国際香料協会、IFRA と共同でアレルゲンとなる懸念のある香料のリスク評価方法とプロセスと同定基準についての IDEA プロジェクトの進捗状況を

報告する第二回ワークショップを行う。

2. 合成生物学についての予備的意見 II へのパブリックコメント募集

Public Consultation on the preliminary opinion on Synthetic Biology II

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/consultations/public_consultations/sce_nihr_consultation_26_en.htm

EC とその科学委員会は、合成生物学 II-リスク評価の方法論と安全面、に関する予備的意見に関するパブリックコメントを 2015 年 2 月 3 日まで募集する。

合成生物学についての予備的意見 I は定義や遺伝子組換えとの関係などについてのものだったが、予備的意見 II はリスク評価についてである。現在の GMO リスク評価の枠組みが当てはまるかどうか、改訂の必要性はあるか、などについて。

3. 食品：EU の消費者は 2014 年 12 月 13 日からより良い表示による利益を得る

Food: EU consumers to benefit from better labelling as of 13 December 2014

Brussels, 11 December 2014

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-2560_en.htm

2011 年に欧州議会及び欧州理事会により採択された新しい EU 食品表示規制が、2014 年 12 月 13 日から発効する。

変更点は、最小フォントサイズの規制によりさらに読みやすくする、フォントや字体の強調による明確なアレルギー表示、レストランなどで提供される未包装食品のアレルギー情報の提供義務化、ある種の栄養情報義務化、生鮮肉の産地表示、オンライン・通販・店舗販売で同じ表示を要求、成分表に人工ナノ物質を表示、誤解を招く行為を予防する対策強化、成形肉や解凍の表示明確化など。

*詳細は以下を参照

New EU law on food information to consumers

http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/foodlabelling/index_en.htm

新しい規則に関するインフォグラフィクス

Infographic explaining new food labelling rules

http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/foodlabelling/docs/infographic_food_labelling_rules_2014_en.pdf

4. 食品獣医局 (FVO) 査察報告書

- アイルランド—輸入管理システムの効果を検証するための適切な国家手順の評価

IE Ireland - evaluate the national procedures in place to verify the effectiveness of the import control system

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2014-7019

2014 年 6 月 23～26 日にアイルランドで実施された、生きた動物と動物由来製品の輸入

管理システムの実行と効果の評価するための査察。全体的に、輸入管理システムの効果の検証システムのための要件は決められており、管理の枠組みはよく開発されている。検証結果は文書化され、欠点の特定や勧告も含まれている。検証後すぐに改善措置がなされているが、フォローアップについての記録は不十分である。

スペイン—TRACES システムの使用評価

ES Spain - evaluate the use of the TRACES system

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2014-7017

2014年6月10～18日にスペインで実施された、TRACES システム使用の完全性と正当性を評価する査察。スペインは TRACES を使用する所轄機関を指定している。だが、TRACES (Trade Control and Expert. System) は自治体の動物の健康を扱う機関にのみ使用され、使用していない自治体には TRACES の教育を受けていない職員がいるので TRACES システムの最低限の要求に従っていない。国境検疫所(BIPs)には TRACES の正しい使用を検証するための適切なシステムはあるが、必要条件を記録する TRACES のデータは管理されず、応じていない。自治体の動物の健康を扱う機関には TRACES の正しい使用を確認するための適切なシステムがない。そのため不備が検出されず、時間内に訂正されていない。

5. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2014年第50週～第51週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

ドイツ包装スイス産有機ベビーフードのアトロピン(3.73; 6.7; 31.9 μ g/kg)、米国産運動前サプリメントの未承認物質シネフェリン、スロベニア産チョコレートの乳タンパク質(41.6 mg/kg)、ハンガリー経由米国産食品サプリメントの亜鉛高含有(100 mg/kg)、ハンガリー産冷凍アヒルの足のドキシサイクリン(139 μ g/kg)、オーストリア及びハンガリー経由米国産スポーツマン用消費栄養補助食品からのニコチン酸過剰摂取リスク(2.819 g/100g)、testosterone booster T90の未承認成分（ハマビシ）、エストニア及びラトビア産食品サプリメントの未承認物質シルデナフィルチオノ類似物（ダポキセチン、ジチオデスメチルカ

ルボデナフィル及びデスメチルカルボデナフィル)、ドイツ産米入りキビ/穀物のおかゆのアトロピン(36.6 µg/kg)、ベルギー経由ルーマニア産チルド馬肉のカドミウム(0.36 mg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

中国産ナイロンスパゲッティサーバーからの一級芳香族アミンの溶出(アニリン 0.013; 4,4-メチレンジアニリン 0.24 mg/kg)、クロアチア産チルドエビの亜硫酸塩高含有(511 mg/kg)、イタリア産イチジクのジメトエート(0.209 mg/kg)、南アフリカ産食品サプリメントの未承認物質 1,3-ジメチルアミルアミン(DMAA)、ポーランド産洗ったパセリの根のトリフルラリン(0.025 mg/kg)、イタリア産ハウレンソウの硝酸塩高含有(4439.2 mg/kg)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

エストニア産飼料用有機ナタネにカラシナ類(21.4 %)、オランダ及びモナコ経由ブラジル産冷凍調理済ゆでた牛肉の未承認イベルメクチン(160 µg/kg)。

通関拒否通知 (Border Rejections)

米国産殻付きアーモンドのイプロジオン(0.07 mg/kg)、中国産台所用品からの高濃度の総溶出量(285.5 mg/dm²)、ロシア産デュラム小麦のデオキシニバレノール(DON) (3097 µg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2577 mg/kg)、ベトナム産冷凍カイヤンの禁止物質ニトロフラン(代謝物質)ニトロフラゾン(SEM) (サンプル 4622/14/0282 及び 0282>MRPL ; SEM 3.02 µg/kg)、ベトナム産冷凍エビの禁止物質クロラムフェニコール、イラン産ピスタチオのアフラトキシン(B1=61.867; Tot.=67.613 µg/kg)、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン(B1=8.5 / B1=9 / B1=44.7 µg/kg)、イラン産殻付きピスタチオのアフラトキシン(B1=71.6; Tot.=80.6 µg/kg)、米国産妊婦用食品サプリメントの未承認物質バナジウム・セレンアミノ酸キレート及びモリブデンキレート、タイ産塩水入りゲットウスライスの亜硫酸塩高含有(239 mg/kg)、トルコ産ヘーゼルナッツのアフラトキシン(B1=14.2; Tot.=54.8 µg/kg)、エジプト産塩水入りオリーブのメトキシフェノジド(0.074 mg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2748 mg/kg ; 2381 mg/kg ; 2763 mg/kg)、イラン産ピスタチオのアフラトキシン(B1=163; Tot.=176 µg/kg)、インド産米のカルベンダジム(0.08 mg/kg)、エジプト産塩水入りトウガラシのプロフェノホス(0.53 mg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 専門家が TTC について前向きに議論

Experts debate way forward for TTC

Brussels , 2 December 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/events/event/141202.htm>

世界中の科学者が毒性学的懸念の閾値（TTC）概念の背景にある科学をレビューするためにブリュッセルに集合した。EFSA と WHO の共催で行われたこの 3 日間のワークショップは、TTC への世界的に協調した段階的アプローチを開発するためのより広範な EFSA/WHO プロジェクトの一環である。

Cramer 分類の改訂可否、TTC 意思決定樹の改訂、TTC を適用するかどうかを決める際に検討すべき一般基準などのような広範なトピックスについて議論が行われた。このワークショップによる結論や助言については 2015 年 1 月にパブリックコメントを募集する。

本ウェブサイトに関係者会議のプレゼン資料が掲載されている。

2. RNAi 報告：次世代の GMOs への EFSA の準備

RNAi report: preparing EFSA for the next generation of GMOs

4 December 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/141204.htm>

EFSA は、RNA 干渉（RNAi）に基づく遺伝子組換え（GM）植物に関する潜在的リスクについて話し合い、そのリスク評価特有の問題を確認するために 2014 年 6 月に国際科学ワークショップを計画した。ワークショップの期間中、RNAi のメカニズムの基礎となる分子生物学、RNAi に基づく GM 植物の現在と将来の応用、並びにリスク評価に関して詳細に議論された。発表と議論の要約を含むこのイベントの報告を、EFSA のホームページに公表した。

このワークショップには、学会・リスク評価団体・非政府組織・民間団体からの 100 人以上の科学者及びリスク評価の専門家が集まった。2 日間にわたり、四大陸からの専門家が専門知識を共有し、植物・哺乳類・無脊椎動物の RNAi に関する最新の科学について討論し、現在と将来の RNAi の応用を調査し、技術開発を考慮してリスク評価を行った。

リボ核酸（RNA）は、生命の主要成分であるタンパク質を作る細胞の部分に遺伝情報を運ぶことで体のメッセンジャーとして作用する。RNAi とは、動物と植物のこの活動を遮断やじゃましたりする自然のプロセスである。1990 年代後半に科学者は遺伝情報の流れをコントロールするためにこのメカニズムを利用する方法を発見した。

EFSA の GMO 作業班の長である Elisabeth Waigmann 氏（以下、EW）は、この困難だがやりがいのある課題に関する国際ワークショップのような科学コミュニティの重要性を強調する。

EW：「EFSA は、この技術が GMO リスク評価の現在のアプローチに影響を与えるかどうか評価するための先を見越した対応として、このイベントを開催した。議論の期間中、参加者はこの技術に関連する問題や EFSA が関心を寄せるリスク評価への影響を取り上げたりした。参加者の積極的な貢献に感謝している。」

ワークショップに参加した EFSA の科学者のチームは GMO パネルのメンバーでもある。Patrick du Jardin 教授（以下、PdJ）と Dr Salvatore Arpaia 氏（以下、SA）がリスク評

価の科学的分野に関する議論を先導し、RNAi 技術の重要性について意見を述べ、国際ワークショップの重要性を評価した。

(以下、Q&A 形式)

Q : RNAi の開発はなぜ重要なのか？

SA : 「RNAi は、次世代の遺伝子組換え植物の病虫害抵抗性を達成するために一般に使用される可能性のある重要な生物学的メカニズムである。」

PdJ : 「これまで、GM 技術によって植物に新しい特徴を与えることは、主に、いわゆる導入遺伝子にコードされた新しいタンパク質を発現することであった。健康と環境へのリスクについての多くの疑問は新しく発現されるタンパク質についてのもので、この現在のリスク評価の枠組みは RNAi のような他の遺伝子組換えアプローチには適切ではないかもしれない。このアプローチでは、タンパク質ではなく小さな RNAs が植物の染色体に導入される DNA の一部から作られ、それが植物や植物を食べる有害生物の標的遺伝子の発現を抑える。」

Q : RNAi に関連したリスク評価の課題は何？

PdJ : 「RNAi はリスク評価に新しい質問をもたらした。たとえば、これらの小さな RNAs がいかに正確に導入された DNA 断片から作り出されるか、それらはどのように植物に出入りするか、植物や環境の様々なところでそれらがどれだけ安定か。」

SA : 「RNAi 技術の作用機序はリスク評価者と管理者双方に難問を与えるだろう。」

Q : このワークショップでの主な成果は何？

PdJ : 「このワークショップは、この分野の最良の科学的知見と現在行われている GMO リスク評価の間のギャップの橋渡しとして、かつてない機会を提供した。」

SA : 「このワークショップは世界中の専門家、規制機関、企業から、これら GM 植物のリスク評価をどう考えているか意見を聞く比類のないタイムリーな機会だった。このイベントは、素晴らしいスピーカーと参加者全ての積極的な貢献のおかげで大きな成果を得たと思っている。」

Dr Waigmann 氏はこのイベントの成功と今後への影響に寄与した全参加者からの実りの多い議論と貴重な見識を評価した。

EW : 「このワークショップは、次世代の GMO の開発につながる可能性のある新しい技術への EFSA のリスク評価アプローチに役立つだろう。」

*国際科学ワークショップ : RNAi に基づく GM 植物のリスク評価考察

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/705e.htm>

3. ビスフェノール A の意見を採用 : 2015 年 1 月に発表

Bisphenol A opinion adopted; to publish in January 2015

12 December 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/141212.htm>

EFSA の専門家は食品中のビスフェノール A (BPA) の公衆衛生リスクに関する科学的

意見を最終版として採択した。この一里塚は BPA の包括的リスク評価に続く。BPA は消費者製品や工業製品、食品と接触する様々な材料に使用されるプラスチック製品と合成樹脂に使用される化学物質である。

食品接触物質、酵素、香料及び加工助剤に関するパネルは 12 月 10～11 日の本会議中にその意見を採択した。EFSA は全ての EFSA の科学的意見と同様に書式を整えて編集チェックに要する時間を考慮し、2015 年 1 月末までにその意見を発表する予定である。

EFSA は、加盟国レベルで現在進行中の類似の科学的評価を含む、可能な限り広く検討中の情報と科学的見解を保証するために国家機関や関係者と、広範囲に及ぶ協議を行った。

・ Topic : ビスフェノール A

<http://www.efsa.europa.eu/en/topics/topic/bisphenol.htm>

4. ブルガリアによる遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 の緊急対策通知に関連する欧州委員会からの要請についての科学的意見

Statement on a request from the European Commission related to the emergency measure notified by Bulgaria on genetically modified maize MON 810 according to Article 34 of Regulation (EC) 1829/2003

EFSA Journal 2014;12(12):3962 [9 pp.]. 16 December 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3962.htm>

ブルガリアの意見や提出文書には新しい科学的根拠はなく、EFSA の以前の結論と勧告は有効で適切であると結論した。

5. EU における食品の 97%以上の残留農薬は規制値以下

Over 97% of foods in EU contain pesticide residues within legal limits

11 December 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/141211b.htm>

最新の欧州全体の食品中農薬モニタリング計画の一部として分析された全検体の 97%以上の残留農薬は基準値以内で、54%からは検出されなかった。これは食品中の残留農薬に関する EFSA の 2012 年年次報告の知見である。この報告は 27 の EU 加盟国、アイスランド、ノルウェーが実施した約 79,000 の食品検体の分析に基づいている。

食品中の残留農薬の広範囲にわたる検査は、29 ヶ国が実地する 2 つの管理計画による：各国が独自に決めている「国家モニタリング計画」と参加国全てが行う「EU 共通モニタリング計画」である。2012 年には、EU 共通モニタリング計画として、12 食品について全部で 205 の異なる農薬が分析された。2 つのモニタリング計画を合わせると、異なる 750 以上の食品の 78,390 検体が、800 近い数の農薬と代謝物について検査された。

* EFSA はインタラクティブレポートを開発した（リンク先 Flash Player 必要）

<http://www.efsa.europa.eu/cs/BlobServer/en/interactivetools/docs/pesticidesreport2012.pdf>

「国家モニタリング計画」では、分析された食品検体の 97.1%は最大残留基準値 (MRLs) として知られる EU 規制値以下であることが分かった。オーガニック食品は、オーガニックではない食品と比べると MRL 超過率が低いことが示された (0.8%対 3.1%)。第三国から EU、ノルウェーとアイスランドに輸入される食品の不適合率は、域内生産食品の 5 倍であった (1.4%に対し 7.5%)。

EU 共通モニタリング計画の結果、分析された検体の 99.1%は MRL 以下で、検体のほぼ 60%には測定可能な残留物が全く含まれていなかった。MRL 超過率の最も高かった食品は、ブロッコリー(2.8%)・カリフラワー(2.1%)・生食用ブドウ(1.8%)・パプリカ(1.4%)・ナス(1%)だった。MRL 超過率の最も低い食品は、鞘をむいた豆とオリーブオイル(両方 0.1%)・小麦(0.7%)・バナナ(0.7%)だった。MRL 超過なしはオレンジジュースと動物製品 (バター及び鶏卵) であった。

EFSA はまた、残留農薬への現在の暴露がヒトの健康にリスクがあるかどうか、長期 (慢性) と短期 (急性) の両方で評価した。EFSA は、2012 年の食品の残留農薬は消費者の健康に長期影響はありそうもないと結論した。短期暴露については、これらの食品を大量に摂取した場合に検体の約 0.02%についてリスクを排除できなかった。

* 報告書 : The 2012 European Union Report on pesticide residues in food

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3942.htm>

6. 食品と接触する物質関連

使用後の PET を食品と接触する物質へリサイクルするために使用される **Erema basic** 及び **Buhler technology** に基づく **SOREPET GR+** プロセスの安全性評価に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety assessment of the process SOREPET GR+, based on Erema basic and Buhler technology, used to recycle post-consumer PET into food contact materials

EFSA Journal 2014;12(12):3917 [3 pp.]. 09 December 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3917.htm>

この工程で得られたリサイクル PET を、室温で長期保存される全ての種類の食品と接触する物質の製造に 100%使用しても、安全上の懸念とはならない。

7. 香料グループ評価

香料グループ評価 12 改訂 5 (FGE.12Rev5) : 化学グループ 1、7、8 の一級飽和または不飽和脂環式アルコール、アルデヒド、酸およびエステル

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 12, Revision 5 (FGE.12Rev5): Primary saturated or unsaturated alicyclic alcohol, aldehyde, acid, and esters from chemical groups 1, 7 and 8)

EFSA Journal 2014;12(12):3911 [60 pp.]. 09 December 2014

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3911.htm>

3つの追加候補物質の評価を含む。全15物質はMSDI(Maximised Survey-derived Daily Intake)アプローチに基づいた推定摂取量で安全上の懸念は生じない。商業原料としての規格も提供された。

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 消費者のための新しい食物アレルギー規則

New food allergen rules for consumers

12 December 2014

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2014/13305/new-food-allergen-rules-for-consumers>

2014年12月13日から、レストランや持ち帰り食品にも主要14アレルギーを消費者に知らせなければならないという新しいEU規則が発効する。対象のアレルギーはセロリ、グルテン含有穀類、甲殻類、卵、魚、ルーピン、乳、軟体動物、マスタード、木の実、ピーナッツ、ゴマ、大豆、二酸化硫黄・亜硫酸である。

英国では、アレルギー反応により平均で年10人が死亡し、5,000人が入院している。英国では2002年から2014年の間にアレルギーに関連する入院が87%増加した。

本ウェブサイトでは、14アレルギーに関するインフォグラフィクス、アレルギーについての動画を掲載している。

2. Holle 及び Lebenswert ブランドのベビーフードリコール

Holle branded and Lebenswert branded baby foods recalled

12 December 2014

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2014/13311/recall-baby-food>

以下の製品にアトロピンとスコポラミンが含まれるため、リコールしている。

- ・Holle Organic Millet Porridge Apple-Pear (pack size: 250g)
- ・Holle Organic Millet Porridge with Rice (pack size: 250g)
- ・Holle Organic Milk Porridge Millet (pack size: 250g)
- ・Holle Organic Holle Organic 3-Grain Porridge (pack size: 250g)
- ・Millet and Rice Whole Wheat Porridge (Lebenswert bio Hirse & Reis Vollkornbrei)

FSA は、これらの製品が何故英国で販売されたのかを調査している。製品を摂取すると短期的に、散瞳、心拍数の変化、口渇、便秘、尿閉、肌の紅潮などの影響が出る可能性がある。

*他に、アイルランド、香港政府などがリコール情報を公表している。EU RASFF 通知によると検出されたアトロピン濃度は3.73、6.7、31.9 $\mu\text{g}/\text{kg}$ であった。

3. 英国各地域の「食品とあなた」調査の知見発表

Food and You survey findings of each UK nation published

Last updated: 16 December 2014

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2014/13314/food-and-you-survey-findings-of-each-uk-nation-published>

FSA は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各地域での食品に関する態度や知識について調べた「食品とあなた」の結果を発表した。2014年10月に英国全体の調査結果を発表している。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 22/2014（2014.10.29）

【FSA】新しい「食品とあなた」調査の知見発表

<http://www.nihs.gov.jp/hse/food-info/foodinfonews/2014/foodinfo201422c.pdf>

4. 放射能報告発表

Radioactivity report published

17 December 2014

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2014/13335/radioactivity-report-published>

FSA は食品と環境中放射能に関する第12回年次報告書を発表した。英国人が暴露されている人工放射能の量はEUの規制値（年間1 mSv）を下回り続けている。食品安全上の懸念は同定されなかった。

*報告書：Radioactivity in Food and the Environment, 2013

<http://www.food.gov.uk/sites/default/files/rife-2013.pdf>

英及び欧州規制値の年間1 mSvに対して最も多い暴露はAmershamの0.22 mSvであり、主に線源からの直接暴露による。次いで、Barrow (0.076 mSv)、Capenhurst (0.080 mSv)、Sellafield (0.076 mSv) および Springfields (0.060 mSv)であった。Amershamは放射線診断・治療用の医薬品を製造するGE Healthcareの工場がある。

● 英国健康安全局（HSE : Health and Safety Executive）

<http://www.hse.gov.uk/index.htm>

1. PRiF : 学校果物野菜計画

School Fruit and Vegetable Scheme

published 8 December 2014

<http://www.pesticides.gov.uk/guidance/industries/pesticides/advisory-groups/PRiF/PRiF-Results-and-Reports/School-Fruit-and-Vegetable-Scheme-Introduction>

英国保険証は、果物と野菜の摂取量を増やすための計画の一環として「学校果物野菜計画」を行っている。この計画では、学校で子ども達に果物や野菜をただで提供するというものである。計画では、リンゴ、梨、バナナ、ソフト柑橘類、ニンジン、トマト、レーズン、パイナップル、エンドウマメ、イチゴを提供している。

学校果物野菜計画では残留農薬検査を行い、その結果を定期的に公表している。

2014年春の残留農薬モニタリング結果

School Fruit & Vegetable Scheme Pesticide Residues Monitoring Report

Spring Term 2014

<http://www.pesticides.gov.uk/Resources/CRD/PRiF/Documents/Results%20and%20Reports/2014/Spring%20Term%202014%20Report%20Final.pdf>

2014年1～4月に集めた検体に関する報告。

果物野菜 67 検体を調査し、最大残留基準 (MRL) 超過は 1 検体 [ニンジン、塩化ベンザルコニウム 0.1 mg/kg (MRL 0.01 mg/kg、ただし現在合意されている取引規則の閾値より低い)] であった。短期暴露のリスク評価を行ったのはナシのジチオカルバメート 5.37 mg/kg とソフト柑橘類のイマザリル 2.0 mg/kg であり、いずれも健康への影響は予想されなかった。

● 英国 NHS (National Health Service、国営保健サービス)

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

1. Behind the headlines

● 大学の誇大宣伝が健康ニュースを「歪めている」

Academic hype 'distorting' health news

Wednesday December 10 2014

<http://www.nhs.uk/news/2014/12December/Pages/Academic-hype-distorting-health-news.aspx>

Guardian が「科学や健康に関するニュースの誇大宣伝はどこから来るのか？」と尋ねる。新しい研究によると、多くの誇大宣伝は大学自身、少なくともその広報担当者が原因で、多くのプレスリリースに誇大宣伝が含まれる。

研究者らは、2011年の英国の主要大学 20 の全ての健康関連プレスリリースを調べた。彼らは多くの疑わしいニュース報道は誤解を招くようなプレスリリースが原因で、それは普通科学者自身が一部を書いていたたり、少なくとも認めている。例えばプレスリリースの 36%は動物で行った実験なのに、ヒトの健康についての誇大宣伝を含んでいる。しかし幾分皮肉なことに、誇大宣伝を含むプレスリリースの多くは実際にはニュースとして取り上げ

られることは少ない。この研究は、では誰が非難されるべきかを問う—実際の論文を読むのを面倒がるジャーナリストか、あるいは結果を誇大宣伝するプレスリリースか？

詐欺はあらゆるレベルで起こりうるだろう。透明性と正確性を大事にしている多くのジャーナリストや広報室もあれば、全く気にも留めない少数派の人たちもいる。

あなたが健康ニュースを読むときに気をつけるべきこと

注意点は無数にあるが、以下のような点がある：

- ・ヒト試験かどうか
- ・何人で調べたのか
- ・現実世界での結果を評価したのかどうか（血圧を数 mmHg 下げるとは心臓発作予防とイコールではない）
- ・因果関係か相関関係か

● GI ダイエットの「嘘が暴かれる」という主張は誤解を招く

GI diet 'debunked' claims are misleading

Friday December 19 2014

<http://www.nhs.uk/news/2014/12December/Pages/glycaemic-index-gi-diet-debunked.asp>

[x](#)

Mail Online が「GI ダイエットの嘘が暴かれた：グリセミック指数はほとんどの健康な人には関係がない」と「白パンを食べようと全粒粉パンを食べようと問題ではない」と説明して報道した。これは過剰な一般化で誤解を招くものであり、「嘘が暴かれた」わけではない。GI は炭水化物を含む食品がどれだけ早く血糖値を上げるかを示すもので、一部のダイエット法で利用されている。この米国の小規模研究では主に肥満の人に 5 週間異なる炭水化物量の GI 食を食べてもらった。その結果、低 GI 食の方が高 GI 食より心血管系と糖尿病のリスク要因を減らすのに良いということにはなかった。しかしながらこの結果は、主に肥満の、その 1/4 は高血圧の成人でのもので、必ずしも「ほとんどの健康な人」を代表するものではないかもしれない。特定集団での研究であるため、一般化は難しい。この試験が語ることは、心血管系と糖尿病のリスク要因を減らすために低 GI 食を選ぶことが高 GI 食を選ぶことより良いことはない可能性があるということである。

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. ベビーフードの香料

Flavouring substances in baby food

27 June 2014

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/flavouring-substances-in-baby-food.pdf>

BfR は、乳児用ミルク及びフォローアップミルク、並びに乳幼児向け特別医療用食品の香料の使用に関する評価を行った。

BfR の意見では、香料はそのような製品の受け入れやすさを改善するためにも味覚の発達を支援するためにも必要とされていない。もし乳児用ミルクや特別医療用の食品が赤ちゃんに生後 3 か月以内に与え始められるなら、通常受容に関する問題はない。もし、医学的な理由などで、粉ミルクが生後 12 週以降のみに使用される場合でも、反復暴露により通常は時間とともに受容が改善する。乳児用ミルクは基準が決まっている製品なので、香料を添加しても乳児が母乳から与えられる一連の香りを提供できない。現在の知見に基づくと、香料を添加した乳幼児食品は、母乳と同じようには赤ちゃんの味覚と嗅覚の発達を支えることはできない。

赤ちゃんは生後 2~3 か月の間は特に脆弱である：体の解毒システム、たとえば肝臓と腎臓の機能や血液脳関門のような他の防御機構はまだ完全に発達していない。ゆえに、国際的な専門家委員会は、食品添加物用に導出された ADI 値を生後 12 週までの赤ちゃんに適用するべきではないと強調している。ADI は「一日摂取許容量」を表し、個人の体重あたりの、明らかな健康リスクなく一生涯日常的に摂取される物質の量である。BfR は、ベビーフードへの食品添加物使用についての考え方をベビーフードの香料使用にも適用すべきだという意見である。BfR の視点では、それゆえに、香料は乳児用ミルク製品にも生後 3 か月未満の赤ちゃん用のバランス食にも使用されるべきではない。特別な事情では、その使用がどんなに必要だとみなされても、香料には他の食品添加物のように特別なケースバイケース評価が必要とされる。

さらに、乳児期知覚経験が味覚の発達に影響しその後の食事の好みと密接な関係があるかもしれない。だが、現在入手できるデータは、後の食事習慣と健康リスクに対する乳児用ミルクへの香料使用の影響を評価するには十分ではない。

*本文（ドイツ語）

<http://www.bfr.bund.de/cm/343/aromastoffe-in-saeuglingsnahrung.pdf>

●オランダ RIVM（国立公衆衛生環境研究所：National Institute for Public Health and the Environment）

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 二次中毒のリスク限度導出のための新しい方法

New method for the derivation of risk limits for secondary poisoning

2014-12-11

http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Scientific/Reports/2014/december/

[New method for the derivation of risk limits for secondary poisoning](#)

化合物が土壌や水から動植物に入り直接生物に害を与えることがあるが、それらの動植物を食べた動物に間接的に害をもたらすこともある。RIVMはこの「二次中毒」の影響を正確に決める新しい方法を提案する。

新しい方法は現在の欧州指令で取り入れている方法と2つの点で異なる。一つは動物の暴露量の計算方法で、食品中の濃度ではなく動物が食品から得る必要のあるエネルギー単位あたりの物質の量を用いる。さらに食物連鎖の高位にある鳥やほ乳類などのフードチェーンを考慮することが追加された。

● フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. ANSES の科学会議：ミツバチの健康に向けた一日のイベント

ANSES's Scientific Conference: a one-day event devoted to bee health

03/12/2014

<https://www.anses.fr/en/content/ansess-scientific-conference-one-day-event-devoted-bee-health>

ANSES は 2014 年 12 月 9 日にミツバチの健康に関する一日限りの科学会議イベントを開催する。ソフィア-アンティポリス検査機関（ミツバチの健康のための欧州連合リファレンス検査機関）による欧州のミツバチコロニーの死亡率の監視を行う EPILOBEE 計画をコーディネートしている ANSES は、環境と動物の両方の健康への懸念を含む、この象徴的で学際的なテーマを研究するためにフランスや欧州全体から専門家、関係者、科学者を招待する。

この科学会議は、ミツバチとその他の受粉昆虫の健康調査の最新の成果を評価する機会となるだろう。この一日限りのイベントは ANSES のソフィア-アンティポリス検査機関がコーディネートし、欧州委員会が資金提供する大規模 EPILOBEE 欧州調査の結果の紹介で始まる。その計画に参加するハンガリーの研究者による研究や、イタリアのミツバチコロニーに寄生するハチノスムクゲケシキスイ (*Aethina tumida*) の近年の出現についての発表に興味が集まっている。

EPILOBEE の活動の最初の二年間は、ミツバチコロニーの死亡率レベルと病原体の存在に関してデータを集めた。この目的は欧州レベルで入手できるコロニーの損失に関する初の数値データを作ることと、ミツバチの健康を評価することである。だが、生物学的化学的両方の多様な要因がミツバチコロニーの崩壊の原因であることが明確に示された。

(イベント詳細はフランス語のみ)

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 9/2014（2014.04.30）参照

【ANSES】ミツバチコロニーの死亡率：EPILOBEE 欧州サーベイランス研究の最初の結果発表

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2014/foodinfo201409c.pdf>

2. 動物用医薬品市販後安全性監視（動物用医薬品ファーマコビジランス）

動物用医薬品及び市場調査年次報告を含む有害事象に関する 2013 年の重要イベント

Veterinary Pharmacovigilance

The main events of 2013 with regard to adverse events involving veterinary medicinal products and market surveillance Annual Report

<https://www.anses.fr/sites/default/files/documents/ANMV-Ra-Pharmacovigilance2013EN.pdf>

動物用医薬品は、使用による利益がリスクに勝ることが品質・安全性・有効性に関するデータ評価から示される場合にのみ市販認可（MA）が認められる。MA 申請の一環として行われる様々な臨床試験は、医薬品の使用により生じる可能性のある多くの有害事象を明らかにするが、これらの試験は一定の使用状況で限られた数の動物で実施されるので、いったん MA を得て実際に医薬品が大規模に使用されると、この医薬品に関連する有害事象とリスク要因が明らかになる（種、品種、年齢、既存の状況など）。そのような事象は国家動物用医薬品ファーマコビジランスシステムで監視されている。動物用医薬品の適用規則が欧州のものなので、ANSES-ANMV の調査も欧州の枠組みで行われている。

動物用医薬品ファーマコビジランスの範囲はとても広い：

- 動物用医薬品あるいは「カスケード」アプローチの枠組みでヒト用医薬品の投与後の動物の有害事象の報告
- 動物に動物用医薬品を投与した後の、ヒトの有害事象の報告
- 効果がないという疑いについての情報収集
- 消退期間と残留に関する問題
- 環境問題

動物用医薬品ファーマコビジランスの目的は、できるだけ早くあらゆる出現兆候を見つけて出すことである。

2013 年の動物の有害事象のレビュー

2013 年に ANMV は国家データベースに動物の有害事象の 3,190 事例を報告し、そのうちの 44%は重篤とされている。2012 年と比べると報告された事例総数は 9.6%増加している。一方、重篤とそうでない事例の内訳はこの 2 年以上ほぼ同じである（重篤事例の比較、2012 年は事例の 43.4%、2013 年は 43.9%）。

最もよく報告された医薬品は 2013 年の重篤な事例に含まれている。2013 年の重篤事例の、少なくとも 12 件の報告に含まれる 27 の動物用医薬品のうち、22 はペット用のみに認可されている。最もよく記載された薬効分類はワクチン(44%)と駆虫薬(30%)である。

●米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,

1. ビスフェノール A (BPA)：食品と接触するものへの使用

Bisphenol A (BPA): Use in Food Contact Application

January 2010; March 30, 2012; Updated March 2013; July 2014; November 2014

Page Last Updated: 12/05/2014

<http://www.fda.gov/Food/IngredientsPackagingLabeling/FoodAdditivesIngredients/ucm064437.htm>

FDA の現在の考えは、ビスフェノール A (BPA) に関する最新の安全性評価*1 に基づき、BPA は食品中に存在する濃度で安全だということである。FDA が継続している科学的根拠のレビューに基づき、入手出来る情報は、現在認可されている使用での BPA の安全性を支持し続けている。FDA は、今後もレビューを継続していく。

*1：HHS メモ

食品と接触するものへの BPA 使用の 2014 年の安全性評価更新

2014 Updated safety assessment of Bisphenol A (BPA) for use in food contact applications.

<http://www.fda.gov/downloads/NewsEvents/PublicHealthFocus/UCM424266.pdf>

最新の FDA の BPA 評価は 2008 年に発表され、2009 年に「低用量」についての更新を行っている。2011 年 1 月から FDA の BPA 共同新興科学ワーキンググループが新しい試験のレビューを行っていた。

更新暴露評価では、米国 2 才以上の成人について 0.2 $\mu\text{g}/\text{kg}\text{-bw}/\text{day}$ (平均) 及び 0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}\text{-bw}/\text{day}$ (90th パーセンタイル) となった。以前の暴露評価では、2 才以下の乳幼児について平均及び 90 パーセンタイルについて (年齢、 $\mu\text{g}/\text{kg}\text{-bw}/\text{d}$) 順に 0~1 才、0.3 及び 0.6、1~2 才、0.5 及び 1.1 と推定されていた。今回のメモではこれは更新されないが、ほ乳瓶や乳児用マグのポリカーボネート使用が認められなくなっているため暴露量は減少していると予想される。

FDA は多世代齧歯類試験の全身毒性の NOAEL 5 $\text{mg}/\text{kg}\text{-bw}/\text{day}$ が適切だと結論した。5 $\text{mg}/\text{kg}\text{-bw}/\text{d}$ 以下の用量での研究もレビューし、この値を維持した。NOAEL とヒトの暴露量との幅を示す暴露マージン (MOE) は、2 才未満では 4545、2 才以上では 10000 であり、不確実係数の 1000 (種差の 10、個体差の 10、亜慢性を慢性毒性に換算する 10) より大きく、MOE は十分 (adequate) である。

2. FDA は食品表示規制の統一遵守日を発表

FDA Announces Uniform Compliance Date for Food Labeling Regulations

December 9, 2014

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm425647.htm>

FDA は、経済影響を最小限にするために、2015 年及び 2016 年に発表される食品表示規制について統一した遵守日を 2018 年 1 月 1 日と発表した。2015 年 2 月 9 日まで意見を募集する。

* Final Rule - Uniform Compliance Date for Food Labeling Regulations

<https://www.federalregister.gov/articles/2014/12/10/2014-28829/uniform-compliance-date-for-food-labeling-regulations>

3. 回収情報

- Bethel Nutritional Consulting 社は表示に記載のない医薬品成分が含まれるため B-Lipo カプセルを全国で自主回収

Bethel Nutritional Consulting, Inc. Issues Nationwide Voluntary Recall of B-Lipo Capsules Due to the Presence of an Undeclared Drug Ingredient

December 19, 2014

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm427657.htm>

FDA の検査でロルカセリン（減量用薬物）が検出された。製品の写真へのリンクあり。

- Bethel Nutritional Consulting 社は表示に記載のない医薬品成分が含まれるため SLIM-K カプセルを全国で自主回収

Bethel Nutritional Consulting, Inc. Issues Nationwide Voluntary Recall of SLIM-K Capsules Due to Undeclared Drug Ingredients

December 19, 2014

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm427662.htm>

FDA の検査でシブトラミンが検出された。製品の写真へのリンクあり。

4. 警告文書

- Hyland Acres Jerseys, Ltd. 11/28/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm425292.htm>

食用として販売された子牛の残留動物用医薬品ネオマイシン。

- Continental Mills/True Bliss Confections 11/24/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm425102.htm>

チョコレートがけココナツ製品の「ヘルシー」という単語を含む表示が違反（規定量以上の飽和脂肪を含む製品には使えない）など。

- Scientific Botanicals Company, Inc. 11/14/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm425163.htm>

エキナセア等各種ダイエタリーサプリメント製品の疾患治療・予防宣伝が違法、CGMP

違反（製品も違反も多数）。

- Alopecil Corporation, S.R.L. 10/16/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm425082.htm>

“Balsamic Honey Syrup”の「インフルエンザの症状を緩和する安全でナチュラルな成分」といった宣伝が未承認新規医薬品に該当、ダイエタリーサプリメント CGMP 違反など。

- YAMAHARU COMPANY 9/24/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm425222.htm>

築地の山治を 2014 年 4 月 1～2 日に FDA が査察し、シーフード HACCP 違反を指摘した。2014 年 7 月 10 日に回答を得たが適切ではない。特にヒスタミンの管理について。

- Emerald Dairy, LLC and Emerald Dairy II, LLC 12/8/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm426595.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品ペニシリン。

- Murmac Farms LLC 12/5/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm426572.htm>

食用として販売された子牛の残留動物用医薬品ネオマイシン。

- DG Farms 12/4/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm426584.htm>

食用として販売された牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル。

- Michael A Hatcher 12/3/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2014/ucm426552.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品スルファメタジン。

5. 悲劇的死亡事例が粉末純カフェインの危険性を強調する

Tragic Deaths Highlight the Dangers of Powdered Pure Caffeine

December 16, 2014 by FDA Voice By Michael M. Landa

<http://blogs.fda.gov/fdavoices/index.php/2014/12/tragic-deaths-highlight-the-dangers-of-powdered-pure-caffeine/>

12月9日の火曜日に、私（Michael M. Landa）と同僚は、粉末純カフェインを使用して死亡した二人の若い男性の両親に会った。18才の高校生の Logan James Stiner は卒業後数日の 2014 年 5 月 27 日に自宅で、アラバマ大学を卒業したばかりで新婚の 24 才の James Wade Sweatt は 6 月 24 日に、それぞれ粉末純カフェインを使用して死亡した。彼らの両親は二人がどれだけ健康で賢くて摂取するものに気を遣っていたかを話した。Logan と Wade が粉末カフェインは安全なエネルギーブースターだと考えていたことを我々は学んだ。粉末カフェインは安価で簡単に入手できる。Wade は友人に勧められて、粉末カフェインの方が砂糖や塩を避けられるのでエネルギードリンクや炭酸飲料より良いと考えていた。正しい摂取量を計算するための換算表までダウンロードしていた。

二組の両親は、他の家族がこのような恐るべき喪失経験をしないように希望して FDA に

来た。我々もその目標を共有する。だから FDA は Logan の死亡後に粉末純カフェインの危険性についての消費者助言を発表した。我々は現在次のステップに向けて対応している。それまでは粉末純カフェインを使用しないように。最も危険なのは私たちの子どもたちや若い人たちで、特に長時間勉強や活動したい、パフォーマンスを上げたい、痩せたいと思っている人たちである。

彼らが購入した粉末純カフェインは、刺激物としてではなく粉末プロテインなどと同様に包装され、エネルギー源として販売されていた。これらの製品は 100%カフェインで、ティースプーン 1 杯でおおよそコーヒー 25 杯に相当する。極少量でも過剰摂取になる可能性がある。

6. 一緒に：食品の安全なアメリカ

Together: A Food Safe America

Posted on December 18, 2014 by FDA Voice By: Michael R. Taylor

<http://blogs.fda.gov/fdavoices/index.php/2014/12/together-a-food-safe-america/>

私 (Michael R. Taylor) は、最近、食品安全教育パートナーシップ (PFSE) が開催した消費者食品安全教育会議でスピーチを行った。この会議は、全国の食品安全教育者と消費者が一緒になって消費者の食品の取り扱いを改善することで食品安全上のリスクを下げることを目指した。

我々規制担当者は、食品企業の監視により消費者ができる限り安全に食品を自宅に持ち帰れるよう確保している。食品安全近代化法のもとで、農場での生産、加工や貯蔵、輸送、小売店やレストランでの販売、の安全確保を行っている。しかし 5 番目の柱として、消費者の役割がある。市販の食品の生産者や取扱者が最善の努力をしても、消費者にはなお予防のための役割がある一手や食品を清潔に保つ、生肉を別にする、適切な調理、冷蔵などである。常識的なことであるが、常識を習慣に変えるのは難しい。

● 米国 NTP (National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム)

<http://ntp.niehs.nih.gov/>

1. 金属コバルトの F344/N ラット及び B6C3F1/N マウスでの毒性試験、並びに F344/NTac ラット及び B6C3F1/N マウスでの毒性・がん原性試験 (吸入試験) の NTP テクニカルレポート

NTP Technical Report on the Toxicology Studies of Cobalt Metal (CAS No. 7440-48-4) in F344/N Rats and B6C3F1/N Mice and Toxicology and Carcinogenesis Studies of Cobalt Metal in F344/NTac Rats and B6C3F1/N Mice (inhalation studies) (TR-581)

http://ntp.niehs.nih.gov/ntp/htdocs/lt_rpts/tr581_508.pdf

金属コバルト粒子の吸入には雌雄マウスラットで肺発がん性がある。呼吸器系に一連の非腫瘍性病変を誘発する。

● 米国環境保護庁（EPA：Environmental Protection Agency）<http://www.epa.gov/>

1. EPA は生殖や発達への有害影響の可能性のある有害化合物から消費者を守るために対策をとる

EPA Takes Action to Protect Consumers from Harmful Chemicals that can Cause Reproductive and Developmental Harm

12/10/2014

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/596e17d7cac720848525781f0043629e/529b9c0698c8f83885257daa00646913!OpenDocument>

7つのエチレングリコールエーテル又はグリム化合物についての新しい規則を発表した。SNUR（Significant New Use Rule）とするこの規則は Toxic Substances Control Act のもとで発出され、製造業者（輸入業者含む）はこれらの化合物を消費者製品に新たに使用する場合には少なくとも90日前にEPAへの通知が必要となる。

*詳細は以下参照

Ethylene Glycol Ethers (Glymes) Rule (SNUR)

<http://www.epa.gov/oppt/existingchemicals/pubs/glymes.html>

*消費者向けファクトシート

Consumer Fact Sheet: Ethylene Glycol Ethers (Glymes)

<http://www.epa.gov/oppt/existingchemicals/pubs/glymesfaq.html>

（一部抜粋）

エチレングリコールエーテルとは何か？

工業用溶媒や加工助剤に使用されており、一部はインクや塗料、コーティング、接着剤などを含む消費者製品にも使用されている。

7つの化合物とは？

モノエチレングリコールジメチルエーテル（モノグリム）、ジエチレングリコールジメチルエーテル（ジグリム）、ジエチレングリコールジエチルエーテル（エチルジグリム）、トリエチレングリコールジメチルエーテル（トリグリム）、ジエチレングリコールジブチルエーテル（ブチルジグリム）、エチレングリコールジエチルエーテル（エチルグリム）、トリエチレングリコールジブチルエーテル（ブチルトリグリム）。

2. EPA は有害化合物が市場に入るのを防ぐ

EPA Prevents Harmful Chemicals from Entering the Marketplace

12/17/2014

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/bd4379a92ceceac8525735900400c2777dcb8de47375d2bb85257db1005e9e5e!OpenDocument>

EPA はある種のベンジジンベースの色素 (9 種類)、DnPP (フタル酸ジ-n-ペンチル)、アルカン,C12-13,クロロ (CAS No. 71011-12-6)、短鎖塩化パラフィン (SCCP) の一種について SNUR (新しく使用する前に EPA のレビューが必要) として制限する。

* 詳細は以下参照

Current Chemical Activities

<http://www.epa.gov/oppt/existingchemicals/pubs/managechemrisk.html>

3. EPA は人々を有害な鉛暴露から守るために対応

EPA Takes Action to Protect Public from Harmful Lead Exposure

12/19/2014

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/bd4379a92ceceac8525735900400c2774d5ce2ba2475c83485257db30058c496%21OpenDocument>

EPA は鉛ベースの塗料改修・修復・塗り直し (RRP) 基準に違反した事業者に 62 の行政処分を行った。本ウェブサイトには処分対象事業者が掲載されている。

1978 年以前の建築物の不適切な修築により生じる鉛の粉塵や屑が鉛の暴露源となり、鉛中毒を引き起こす可能性がある。住居に鉛を主成分とするペンキを使用することは 1978 年以降禁止されているが、現在も全国に 3 千万戸以上が存在している。RRP 規則は子どもや他の脆弱者を鉛暴露から保護している。

* 鉛に関する情報サイト

Lead

<http://www2.epa.gov/lead>

(HP トップに、「鉛中毒は避けられる:あなたの家が 1978 年前に建築されたものなら、壁、ドア、窓、敷居の古い鉛ペンキは危険な可能性がある」と記されている)

● 米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. FTC は一時的に流行する減量製品の取り締まりを続ける

Federal Trade Commission Continues Crackdown on Fad Weight-Loss Products

December 11, 2014

<http://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2014/12/federal-trade-commission-continues-crackdown-fad-weight-loss>

HCG 製品の販売業者に対して今年 2 回目の示談

簡単にすぐ痩せられるというホメオパシーHCG ドロップの販売業者が、科学的根拠がなく詐欺であるため FTC に 100 万ドル支払うことで合意した。HCG ドロップのような減量製品は現れてはすぐ消えるが、消費者はそのような製品の空約束に騙されるべきではない。被告人はフェイスブックやインターネット広告、雑誌の広告などで、食事をする前に HCG ドロップを舌下に滴下して極めて低カロリーの食事（1 日 500 kcal）をするよう薦め、約 1 億ドルを売り上げていた。

2. FTC は Sensa 減量サプリメントを購入した消費者に合計 2,600 万ドル以上の払戻小切手を送付

FTC Sends Refund Checks Totaling More Than \$26 Million to Consumers Who Bought Sensa Weight-Loss Supplement

December 10, 2014

<http://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2014/12/ftc-sends-refund-checks-totaling-more-26-million-consumers-who>

FTC は今週消費者に合計\$26,023,329 の 477,083 通の払い戻し小切手を郵送した。発行後 60 日以内に現金化するように。

(注：FTC には、販売業者から支払われた罰金を消費者に返金するシステムがある)

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食品基準通知

- Notification Circular 26-14

16 December 2014

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular26-14.aspx>

意見募集：2015 年 2 月 10 日まで

- ・除草剤耐性昆虫耐性トウモロコシ系統 MON87411 由来食品
- ・アプリコットカーネルやその他の食品のシアン化水素酸基準改定：生のアプリコットカーネルの販売禁止措置
- ・MRL が設定されていない低レベルの農薬及び動物用医薬品の管理

認可とフォーラム通知

- ・特定野菜果物の照射

- ・加工助剤としての *Bacillus Licheniformis* 由来キシラナーゼ
- ・未殺菌ミルク製品の一次生産加工基準
- ・基準改定

フォーラムのレビュー要求

- ・食品としての THC (テトラヒドロカンナビノール) 濃度の低いヘンプ (hemp : 麻) など

● Notification Circular 27-14

22 December 2014

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular27-14.aspx>

新規申請と提案

- ・ナッツや種子ベースの飲料へのビタミンやミネラルの添加
 - ・除草剤耐性昆虫耐性トウモロコシ系統 4114 由来食品
- など

2. MRL が設定されていない低レベルの農薬及び動物用医薬品の管理についての提案

Consultation Paper – Proposal P1027

<http://www.foodstandards.gov.au/code/proposals/Documents/P1027-ConsultPaper.pdf>

要約

オーストラリア ニュージーランド食品基準 (基準) の Standard 1.4.2 では、農薬及び動物用医薬品 (agvet) の食品中への残留基準を定めている。最大残留基準 (MRL) は認められた化合物についてそれを含む可能性のある特定の作物または食品とともにリスト掲載されている。現在のオーストラリアの州や地域及び連邦政府規制では、Standard 1.4.2 に MRL が定められていない作物については、残留物質は検出されてはならない (ゼロトレランス) としている。

スプレードリフトや作物の輪作などのある種の状況では、不注意あるいは偶発的に、合法的な agvet 使用条件下で食品に残留物質が検出されることがある。MRL が設定されていない残留物質を低濃度含む食品の販売は、たとえそれが公衆衛生上のリスクとはならないあるいはリスクが極めて低くとも違法である。このゼロトレランスアプローチは産業や管轄者に相当な負荷となっている。

食品中残留農薬及び動物用医薬品規制に関する閣僚政策ガイドライン (政策ガイドライン) では、FSANZ が食品中の残留農薬及び動物用医薬品を規制するのに現行の「ゼロトレランス」アプローチの問題について対応するための別のアプローチを採用する場合に検討すべき基本原則を提供している。

この提案は、Standard 1.4.2 に、特定の農薬及び動物用医薬品で処理していない食用農産物に偶発的に存在する低濃度の残留物質について説明するための「その他全ての食品 (all

other foods)」の適切な残留濃度を設定する特定 MRL を導入する。つまり「その他全ての食品」カテゴリーの食品は特定の農薬及び動物用医薬品について、それが低濃度 MRL までの残留物質を含む場合にはオーストラリア市場で合法的に販売できるということである。このアプローチは域内と輸入食品に適用され、州や地域の規制担当機関は基準を守っていない食品の個別評価に資源を割く必要がないということでもある。

Standard 1.4.2 の Schedule 1 に掲載されていない化合物、動物用医薬品、ニッチ製品、健康ベースのガイドライン値が低い毒性の高い化合物についてはゼロトレランスアプローチがまだ適用される。必要であれば法の執行機関は食品の市場からの排除などの法に従った他のリスク管理対策をとることはできる。

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性助言

● Rock Hard for Men tablets

9 December 2014

<http://www.tga.gov.au/alert/rock-hard-men-tablets-0>

TGA の検査において、表示されていないタダラフィルが検出された。製品の写真は本ウェブサイト参照。

● Max Hard capsules

9 December 2014

[UCM424266.pdf](http://www.tga.gov.au/alert/max-hard-capsules-0)

TGA の検査において、表示されていないシルデナフィルとアミノタダラフィルが検出された。製品の写真は本ウェブサイト参照。

● ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)

<http://www.mpi.govt.nz/>

1. 輸出用乳児用ミルクの新しい表示基準

A new standard for labelling of export infant formula

18 Dec 2014

<http://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/a-new-standard-for-labelling>

[g-of-export-infant-formula/](#)

MPI は輸出用乳児用ミルクの表示事項を明確にする新しい基準を発表した。輸出業者は完全履行まで 18 ヶ月あるが、既に多くは対応している。新しい基準はオーストラリアとニュージーランドで販売されるものには適用されない。

2. ツバメの巣の密輸者を送還

Nest smugglers sent home

18 Dec 2014

<http://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/nest-smugglers-sent-home/>

オークランド空港経由で上海から大量の食用ツバメの巣を密輸しようとした二人の外国人が送還された。孫が生まれたのでニュージーランドに来たという旅行者はバイオセキュリティ上のリスクのあるものは持っていないと言った。しかし真空パックされた毛布の中に鳥の巣が見つかった。これは鳥の病気をもっている可能性がある。このため夫婦は入国を拒否され上海に帰国した。食用の鳥の巣は一部のアジアの国でご馳走とみなされ世界で最も高価な食品のうちのひとつである。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 果実・野菜検体から農薬検出

● Pesticide found in fruit, veg samples

December 10, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/12/20141210_193042.shtml

菜心とグレープフルーツから基準値を超える残留農薬が検出された。検出された量は通常の摂取で健康への有害影響はありそうにない。

● Pesticide found in vegetable samples

December 11, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/12/20141211_172816.shtml

エンツァイと菜心から基準値を超える残留農薬が検出された。検出された量は通常の摂取で健康への悪影響はありそうにない。

● Pesticide found in vegetable samples

December 15, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/12/20141215_203845.shtml

定期サーベイランスで菜心一検体から基準を超える残留農薬が検出された。通常の摂取では健康への有害影響はありそうにない。

- Pesticide found in veg sample

December 17, 2014

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2014/12/20141217_195607.shtml

インゲン豆一検体から基準値を超える農薬が検出された。通常の摂取では有害影響はありそうにない。

- 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

検査実査課/輸入食品政策課

- 2014.11.28.~2014.12.4.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=25824>

- 2014.11.21.~2014.11.27.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=25761>

2. 海外のインターネットサイト販売製品から性機能改善及びダイエット効果がある危害成分検出で購入に注意警告

危害情報課 2014-12-02 添付ファイルあり

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=1083&pageNo=1&seq=18280&cmd=v>

製品名 : MAXSIZE など 14 品

製造社 : MDSCIENCELAB など

警告理由 : イカリイン、ヨヒンビンなど検出

3. 海外のインターネットサイト販売製品から性機能改善、筋肉の強化及びダイエット効果がある危害成分検出で購入に注意警告

危害情報課 2014-12-02 添付ファイルあり

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=1083&pageNo=1&seq=18272&cmd=v>

製品名 : NaturalVigorXP など 12 品

製造社 : www.naturalvigorsolution.com など

警告理由 : イカリイン、ヨヒンビン、プロポキシチオシルデナフィルなど検出

4. 食品医薬品安全庁、不良食品根絶のためのコミュニケーションの機会を提供

コミュニケーション協力課 2014-12-0

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=25842&cmd=v>

食品医薬品安全処は、食品安全に対する消費者の不安を解消して不良食品根絶への国民理解を得るために、12月10日ソウル食品医薬品安全庁で「第9回消費者フォーラム」を開催する。

このフォーラムは、最近2年間に汎政府活動として推進している不良食品根絶活動を業界、消費者団体、学界などと協力し、継続的な改善方案などを論議するために行う。フォーラム主題は「不良食品根絶政策と今後の推進方向」であり、汎政府不良食品根絶活動の成果と方向、不良食品根絶政策についての発表とパネル討議が行われる。「汎政府不良食品根絶活動の成果と方向」は総括企画チーム長が発表し、不良食品根絶活動の成果は、▲衛生・安全脆弱分野集中点検、▲再発防止のための制度改善、▲故意によるリスクに対して最大10倍の不当利得還収及び刑量下限制適用、▲不良食品根絶環境推進などである。今後の方向は、▲汎政府合同企画監視及び制度改善推進、▲生産・製造段階の安全管理強化、▲消費者教育・広報強化による国民コミュニケーション・参加拡大などである。参加申し込み方法はホームページから確認できる。

5. 冬の旬の海産物、安心してお召し上がり下さい

農水産物安全課 2014-12-05

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=25825&cmd=v>

食品医薬品安全処は、本年11月から来年2月まで、冬季に多く生産される牡蠣や海藻などを対象に有害微生物、重金属及び放射能検査と同時に生産・流通販売業者に対する衛生管理指導・点検を実施している。これまで慶南及び全南地域などで生産された牡蠣（58件）、のりなど海藻（17件）などに対して有害微生物（ノロウイルス及び大腸菌）、重金属（カドミウム）、放射性物質（セシウム及びヨウ素）を検査した結果、全て基準を満たしていた。

6. ベンゾピレン超過検出「香味油」製品の回収措置

食品管理総括課 2014-12-05

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=25822&cmd=v>

食品医薬品安全処は、(株)chamfood が製造した香味油製品からベンゾピレンが基準（2.0 µg/kg 以下）を超過（7.4 µg/kg）して検出されたため、販売禁止及び回収措置する。

7. 日本への輸出食品、国内検査により日本で迅速通関！

食品政策調整課 2014-12-02

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=25784&cmd=v>

食品医薬品安全処と農林畜産食品部は、日本政府が運営している輸入食品等事前確認制度を活用して日本に輸出する企業を積極支援すると発表した。

※2013年対日食品輸出額（16,517億ウォン）：農産物・加工食品（12,699億ウォン）、水産物（3,344億ウォン）、畜産物（474億ウォン）

○「日本輸出食品事前確認制度」：日本に輸出する食品に対し、日本の厚生労働省が認めた

韓国内検査機関が検査して発行した試験成績証明書が認められる制度で、従来から運営されて来たもの。

○ 食薬処は日本に輸出する食品の輸出食品試験成績証明書の発行手続きと様式を標準化して企業と検査機関が簡単に活用できるようにした。

また、日本の輸入業者は日本の検疫所が要求する検査項目と試験法を国内輸出業者に伝達して、国内輸出業者は国内検査機関を通じて該当の基準と試験法による試験成績証明書を発行することができるようになる

● シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. HSA は二人の患者が入院したオンライン購入の 2 つの違法減量製品について警告

HSA Alerts Public to Two Illegal Weight Loss Products Purchased Online Which Led to Two Patients Being Hospitalised

10 DECEMBER 2014

http://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News_Events/Press_Releases/2014/TwoIllegalWeightLossProducts.html

「Nutri Drops グレープフルーツダイエット」には、検査の結果、表示されていないシブトラミン、ベンジルシブトラミン、フェノールフタレインが検出された。10 代の女性がこの製品を 1 ヶ月以上使用して幻覚を経験し入院した。

「Nutrex Research Adipodex」は、サプリメントには使用が認められていないヨヒンビンが含まれると表示してある。20 代の男性がこれを使用して急性腎不全で入院した。HSA は現在調査中である。

*製品の写真 (下記 URL の PDF 参照)

http://www.hsa.gov.sg/content/dam/HSA/News_and_Events/Press_Releases/2014/MediaRelease_HSA_AlertsPublicTo2IllegalWeightLossProducts.pdf

● その他

Eurekalert

● 最も良く売れている目のビタミンは科学的根拠に見合わない
Top-selling eye vitamins found not to match scientific evidence
9-Dec-2014

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2014-12/aaoo-tev120914.php

*Ophthalmology*にオンライン発表された研究によると、研究者らが 11 の人気サプリメントを分析したところ、7 つは証明されている組成ではなく、11 全てに誤解を招く宣伝がなされていた。

2001 年に Age-Related Eye Disease Study (AREDS)で、2011 年には AREDS2 で加齢性黄斑変性の進行を遅らせる抗酸化物と亜鉛の組み合わせが報告され、AREDS または AREDS2 フォーマルを含むと宣伝するサプリメントの売り上げが急激に増えた。市販のこれらの製品が試験で用いられたものと同様であるかを調べた。2011 年 6 月から 2012 年 6 月までの間に 11 製品を市場から集めて分析したところ、AREDS と同じ用量だったのは 4 製品のみであった。また全ての製品で AREDS では調べていない目の健康や視覚を「サポート」「守る」「役立つ」「促進する」などの宣伝が行われていた。

- **Rx 薬物、「バスソルト」、偽造大麻、洗濯洗剤ポッドが数百万人が中毒センターに電話する原因**

Rx drugs, 'bath salts,' fake pot and laundry pods lead millions to call poison centers
17-Dec-2014

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2014-12/acoe-rd121714.php

2012 年の全国中毒コントロールセンターデータを解析し、*Annals of Emergency Medicine* にオンライン発表された論文によると、米国における死亡事故の主要原因は処方薬であり、「バスソルト」、合成大麻、洗濯洗剤ポッドが新たな公衆衛生上の脅威である。2012 年の全国の中毒センターでの記録は 220 万件であり、11.6%が 5 才以下の子ども、14%が 6~12 才、51.2%がティーンエイジャーであった。死亡例の 83%は医薬品で、最も多いのはオピオイド鎮痛薬、医薬品以外での死亡は一酸化炭素中毒が多かった。2012 年に新たに増えたのは洗濯用の洗剤ポッドである。「バスソルト」、「植物食品」、合成大麻などのデザイナードラッグは継続して問題であり続けている。

- **低グリセミック食は心血管系疾患と糖尿病のリスク要因を改善しない**

Low glycemic diet does not improve risk factors for cardiovascular disease and diabetes
16-Dec-2014

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2014-12/bawh-lgd121614.php

JAMA に 2014 年 12 月 17 日に発表された研究^{*1}によると、低グリセミック食は心血管系疾患と糖尿病のリスク要因を改善しない。この知見は、グリセミック指数を用いて食品を選択することが LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセリド、血圧、インスリン抵抗性を改善しないことを示す。

163 人の血圧の高い過体重の成人に 4 種類の完全食のうちの一つを 5 週間与えた。いずれも食事ガイドラインが薦める健康的な食生活のバリエーションの一つで、カロリーや栄養素は同等であるがグリセミック指数には大きな違いがある。

*1：食事中炭水化物の高い vs 低いグリセミック指数の心血管系疾患リスク要因とインスリン抵抗性への影響：OmniCarb 無作為臨床試験

Effects of High vs Low Glycemic Index of Dietary Carbohydrate on Cardiovascular Disease Risk Factors and Insulin Sensitivity

The OmniCarb Randomized Clinical Trial

Frank M. Sacks et al.,

JAMA. 2014;312(23):2531-2541. (オープンアクセス)

<http://jama.jamanetwork.com/article.aspx?articleid=2040224>

4種類の食事の2つは高炭水化物（食事エネルギーの58%が炭水化物）でグリセミック指数が ≥ 65 と ≤ 45 （グルコーススケール）。もう2つは低炭水化物（食事エネルギーの40%が炭水化物）でグリセミック指数が ≥ 65 と ≤ 45 と設計した。

エディトリアル

全体として心臓に健康的な食生活の文脈でのグリセミック指数の役割

Role of Glycemic Index in the Context of an Overall Heart-Healthy Diet

Robert H. Eckel,

JAMA. 2014;312(23):2508-2509.

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室